

公立丹南病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

〔平成11年6月21日〕
条例第11号

改正 平成17年1月12日 条例第1号
令和 2年2月14日 条例第2号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づく職員の勤務時間、休暇等に関しては、事務所所在の市町の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。